

健生食輸発1208第1号
令和5年12月8日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産にんじんのメピコートクロリド)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：令和5年12月1日付け健生食輸発1201第1号)により通知したところである。

今般、輸入時のモニタリング検査において中国産にんじんからメピコートクロリドを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

なお、登録検査機関による検査命令の受託体制が整うまでの間は、自主検査にて対応することとし、検査命令の発出を開始する日については、別途連絡することとする。

記

別添1の中国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
にんじん及びその加工品(簡易な加工に限る。)		ジメトモルフトリアジメノール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるジメトモルフ及び基準値(0.1ppm)を超えるトリアジメノールが検出されるおそれがあるため。

を

製品検査の対象 食品等	条件	検査の 項目	試 験 品 採 取 の 方法	検査の方法	検査を受けること を命ずる具体的理 由
にんじん及びそ の加工品（簡易 な加工に限る。）		ジメト モルフ トリア ジメノ ール メピコ ートク ロリド	別表 1 の 3 に よるこ と。	平成17年 1月24日付け 食安発第0124001号「食 品に残留する農薬、飼 料添加物又は動物用医 薬品の成分である物質 の試験法について」に よること。	基準値(0.01ppm)を 超えるジメトモル フ、基準値(0.1ppm) を超えるトリアジ メノール及び基準 値(0.01ppm)を超え るメピコートクロ リドが検出される おそれがあるため。

に改める。